

令和 7 年 8 月 2 6 日招集

令和 7 年第 3 回薩摩川内市議会定例会

議 案

そ の 4

議 案 番 号	件 名	備 考
1 2 2	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	決算書は別冊
1 2 3	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）	
1 2 4	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）	
1 2 5	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	
1 2 6	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	
1 2 7	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算）	
1 2 8	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算）	
1 2 9	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）	
1 3 0	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）	
1 3 1	決算の認定について（令和6年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）	
1 3 2	剰余金処分及び決算の認定について（令和6年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和6年度薩摩川内市水道事業会計決算）	
1 3 3	剰余金処分及び決算の認定について（令和6年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和6年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算）	
1 3 4	剰余金処分及び決算の認定について（令和6年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和6年度薩摩川内市下水道事業会計決算）	

議案第 1 2 2 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 ～ 7 略

議案第 1 2 3 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 ～ 7 略

議案第 1 2 4 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 ～ 7 略

議案第 1 2 5 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 ～ 7 略

議案第 1 2 6 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 ～ 7 略

議案第 1 2 7 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市入来温泉場
地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に
付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならぬ。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を
監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。

4 ～ 7 略

議案第 1 2 8 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 ～ 7 略

議案第 1 2 9 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 ～ 7 略

議案第 130 号

決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 24 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（決算）

第 233 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

議案第 1 3 1 号

決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（決算）

第 2 3 3 条 略

2 普通地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 ～ 7 略

議案第 1 3 2 号

剰余金処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市水道事業剰余金処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）

（決算）

第 3 0 条 略

2 地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定・・・略・・・に付さなければならない。

5 ～ 9 略

（剰余金の処分等）

第 3 2 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 ・ 4 略

議案第 1 3 3 号

剰余金処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）

（決算）

第 3 0 条 略

2 地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定・・・略・・・に付さなければならない。

5 ～ 9 略

（剰余金の処分等）

第 3 2 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 ・ 4 略

議案第 1 3 4 号

剰余金処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度薩摩川内市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 4 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

参 照

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）

（決算）

第 3 0 条 略

2 地方公共団体の長は、決算・・・略・・・を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定・・・略・・・に付さなければならない。

5 ～ 9 略

（剰余金の処分等）

第 3 2 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 ・ 4 略